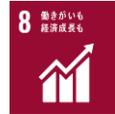


8. 働きがいも経済成長も



【年次有給休暇時効消滅分 特別手当支給】

2024年度の年次有給休暇時効消滅分について、最大8日分までの特別手当を支給しました。

【内容】

当社では、年次有給休暇は1年間で12日以上を取得を推奨しておりますが、業務の都合などにより取得が難しい場合もあります。社員の有給取得推進と働きやすい環境づくりの一環として、2024年度（2024年4月1日～2025年3月31日）に時効を迎え消滅した年次有給休暇について、最大8日分まで特別手当として支給しました。

特別手当は2025年5月2日(金)に現金で支給し、SDGsの観点から特別手当を入れる封筒には古封筒を再利用しました。

◎ 対象

- ・全従業員

（嘱託社員、パート社員、特定技能、実習生を含む。ただし、満65歳以上の従業員は除く）

◎ その他

- ・支給時に受取書へ署名を実施。
- ・課税対象となるため、年末調整時に所得へ加算。